

2005年12月22日

日本弁護士連合会

「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」における日弁連プレゼンテーション
補充資料

配布資料目録

- 資料 1 韓国における画像面会システム

- 資料 2 法廷における被告人の処遇に関する
要望書（日本弁護士連合会市民会議）

- 資料 3 現職警察官（看守）からの内部告発

韓国の警察署における 画像面会システム



韓国の鍾岩警察署の留置場における画像面会システム。
警察留置場に入ったすぐの場所に設置されていた。

被疑者の家族から被疑者宛に、カメラとマイクを繋いだパソコンを使用して、音声又はチャット方式で面会できるという。

留置担当者によると、被留置者を連れてきて座らせるだけなので大した手間はかからないし、留置場内に声が響いて他の被留置者に迷惑になるという苦情もないという。

インターネット回線を利用しているので、通信費用も非常に安価であるということであった。

なお、韓国では、刑務所(拘置所を含む。以下、同じ)にも、同様の画像面会システムがあり、最寄りの刑務所から被告人・受刑者が入所している遠隔地の刑務所と繋いで面会ができる。(2005年11月の東京弁護士会の視察調査)

2005年4月12日

法廷における被告人の処遇に関する要望書

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛 殿

日本弁護士連合会市民会議
井手雅春（副議長）
片山善博
清原慶子
土屋美明
高木剛
ダニエル・フット
中川英彦
長谷川真理子
宮本一子（議長）
毛利甚八
吉永みち子

要 望 の 趣 旨

一般の市民が刑事裁判の審理に参加する裁判員制度の実施準備に当たり、裁判員が偏見をもつことなく中立で公正な判断ができる環境を整備するよう、日本弁護士連合会に対し、下記事項を実現するための十分な取り組みをすることを要望します。

記

- 1．被告人が希望する服装や理美容で裁判を受けられるようにする。
- 2．被告人と弁護人の十分なコミュニケーションを保障する観点から、法廷内における被告人の着席位置及び刑務官の配置を再考する。

要 望 の 理 由

1 法廷内の服装及び理美容

現在の刑事裁判においては、身柄を拘束されている被告人は、ジャージなど寝衣のような衣服を着用していることが多く、スーツを着ている場合でも事故防止のためと称し

てネクタイ、ベルトの使用が許されないケースが大半である。また、足元は逃走防止のためとして、靴下にサンダル履きという姿であり、入廷時には手錠と腰縄が付されている状態である。裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が、法服やスーツ姿で裁判に臨んでいることと比べると、被告人だけが社会生活を営んでいる時と著しく異なる服装等を身に着けて裁判に臨むことを余儀なくされている。

また、理美容に関する配慮も不十分である。例えば、頭髪を染めている被告人は、身体拘束の期間が長期化した場合、染毛剤等の利用が許されていないため、頭髪の根元が白く先が黒いという状態になり、本人が望まない姿で出廷することを余儀なくされることになる。さらに被告人の顔に痣や傷がある場合、普段の生活では特殊な化粧品でカバーしているところが、それもかなわない事態になる。

公判廷における被告人の外見は、事実認定者の心理に影響を及ぼす事情であり、一般の市民が参加する裁判員裁判においてはその影響はより大きいものがあると思われる。被告人の服装等に関する現在の慣行について何らの見直しもしないまま裁判員制度を実施した場合、裁判員に対して予断を与え、中立で公正であるべき裁判員の判断に対して好ましくない影響を与えることが懸念される。

日本国憲法第31条は、「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」と規定している。このような憲法の適正手続の保障には、裁判所から有罪の判決を受けるまでは「罪を犯していない者」として取り扱われなければならないという、国際的にも普遍化された概念として確立された「推定無罪」の原則が含まれている。

そのため、法廷内における被告人の外見が裁判員に対して無用な偏見を与えないようにするため、現在の慣行を見直し、可能な限り、被告人が希望する服装や理美容を保障したうえで裁判に臨むことができるように改善するべきである。

2 被告人の着席位置及び刑務官の配置位置

法廷内の被告人の着席位置は、被告人の防御の観点からは非常に重要な問題であり、法廷内で被告人が弁護人と容易にコミュニケーションをとることを可能とする着席位置が確保されなければならない。特に、裁判員制度の実施に伴い、現在の五月雨式の刑事裁判のあり方が見直され、裁判が連日的に開かれて迅速に進行する場合は、法廷内での被告人と弁護人とのコミュニケーションはより一層重要な意味を持つ。そのため、一部の裁判所で実施されている、被告人が弁護士から離れて着席し、証言台の後方に着席する配置は、被告人と弁護人とのコミュニケーションの確保という観点から改善されるべきである。

また、法廷内で被告人の傍に刑務官を着席させることは、裁判員に対して「被告人は犯罪者である」という予断を与えるのではないかと懸念される。被告人の逃走防止等の観点を強調するあまり、過去の逃走事例等を過大に評価して、被告人の人権と推定無罪原則が軽視されることがあってはならない。法廷内の安全性や逃走防止は、被告人の人権を損なうことなく、他の方法で確保する工夫をするべきである。この点でも裁判員に対して予断、偏見を与えないようにし、公正な判決を実現する観点から、被告人の法廷内における環境について再考すべきである。

以上

現職警察官（看守）からの内部告発

2005年12月7日（水）午前10時頃、警察の警察官（看守）より、日本弁護士連合会事務局に電話があり、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の新聞報道を見たが、代用監獄を廃止して欲しいので、その実態の情報を提供する」として、次のとおり内部告発があった。

1．裁判官が勾留場所を決定しているという立論について

有識者会議では、警察庁は勾留場所を決定しているのは裁判官であるとの説明をしているようだが、実務上、勾留先を希望しているのは、警察で、それを検察に上げて、そのまま裁判官に請求している。それを裁判官は印鑑を押している。警察は取調のために手許に置きたいので、勾留場所を留置場とするよう強く希望しているのである。

2．留置場の規則違反（夜間取調べ）の横行について

留置場の規則は厳しいものであるが、破られているのが現状である。

例えば、夜間取調べが行われている。

夕食後、午前1時、2時までの取調べは少なくない。それが連日、勾留期間いっぱい続く。

看守の規則で、夜間は被拘禁者を房から出せないが、取調官の意向次第で、夜間当直主任は、夜の9時、10時でも被拘禁者を房から出している。

3．代用監獄の廃止のための拘置所増設・刑務官増員について

代用監獄問題の根本は、拘置所が少ないことと刑務官が少ないことにある。拘置所がいっぱいだから、留置場に置く。代用監獄を廃止しろと警察にいくら言っても駄目である。法務省の拘置所を増設し、刑務官を増員しないと解決しない。

4．留置場の規則違反（取調室での便宜供与）の横行について

内部規定で、取調室では、水かお茶しか、被拘禁者には提供できない。しかし、供述させるために、取調室で煙草を吸わせ、コーラが飲みたいと言えばコーラを飲ませ、コーヒーが飲みたいと言えばコーヒーを飲ませている。

5．留置場の規則違反（定員オーバー）の横行について

内部規則で定員は厳しく定められているが、定員はあってなきがごときで、定員オーバーの状態になっている。3人部屋に4人入れるのは当たり前で、5人入れることもある。これが常態化している。

6．遠隔の拘置所だと捜査に支障をきたすということについて

警察庁は、代用監獄に身柄を置く理由として、遠隔の拘置所だと捜査に支障をきたすと言っているが、それは昔の交通の便が悪かった時代のことで、交通の便がよい現在は、そのようなことはない。

その例証として、警察の女子の被拘禁者の収容場所は、男子と完全に分離しているので、署、……、署しかない。しかし、そこに勾留しても捜査に支障はきたしていない。共犯の場合も、別の署に勾留するが、それでも捜査に支障はきたしていない。

7．文書の偽造について

取調官は、被拘禁者を何時より何時まで出房させるという書類について、捜査主任官（刑事課長）と留置主任官（留置管理課長）の決裁を得て、被拘禁者を房の外に連れ出している。

消灯時間の午後9時までには、被拘禁者を房に戻しておかなければならない。しかし、取調べのために、消灯時間を1～2時間を過ぎて、午後10時から11時に戻すことが行われている。捜査側は午後11時まで調べても、留置側に要請して午後9時に入房したことにさせている。入室伝票を午後9時入房に改ざんしているのである。

被疑者は時計をもたされていないし、留置場や取調室には時計はない。そのために、被疑者は何時まで取り調べられたか分からない。警察がおそれているのは、夜遅く取調べをしていることが公判で明らかにされることなので、被疑者が何時まで取調べをうけたか分からないようにしているのである。

ただし、特異な事件、重大な事件については、警察の持ち時間は48時間ということなので、午後9時を過ぎて、午後10時から11時まで取り調べたということは、そのとおりに書いている。

以上